同上　五、未台ノ場合　従来ノ五割減
同上　四、未台ノ場合　従来ノ七割減

以下順次逓減シ無配当ニ至リ支給セサルモノトス

一、退職慰労手当金ノ給与ニ付テハ現行ノ逓増割増給与ハ之ヲ廃止ヲ自今ノ在職年数ニ対シテハ満一ケ年ニ付退職時ニ於ケル俸給月額ノ一ケ年分ノ次額ヲ給与スルモノトス

但シ一ケ年ノ次額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ給与スルモノトス

一、被服貸給規程中貸給外套ノ使用期限及俸給ニ関スル規程中ニ在職年数ニ算入スルノ期限ヲ各六ケ月短縮ス

ノモノハ其ノ期限ヲ各二ケ年トス現ニ貸給シ使用中ノモノハ其ノ期限ヲ各六ケ月短縮ス

附則ノ規程ハ発表ノ翌日ヨリ施行ス

自物件ニ字ヲ入ル等ノ軽微ナル程ハ近ク全般ニ亘リ整理スベキモ尚今ノ内現行ノ規程ヲ一割ヲ左ノ通リ整理シ且ツ重複ノ規程ニ在ル場合ハ之ヲ削除スルモノトス

一、行事故予告ハ受取勤重運転免許返ニヲ事故ナキニ対シ左ノ区別ニ依リ支給スルモノトス

(一)一旬ヲ単位トシ其ノ間ニ事故ナキモノ　金壱円半銭

(二)一旬ヲ単位トシ其ノ間ニ事故ナキモノ　金壱円

一、カソリン支払カヨン十三号ヲ行得ルモノトシ其ノ前記ニ対シ会社納入価格ノ半額ノ割合ヲ以テ計算シ支給スルモノトス

一、労務手当ハ現行ノ如ク他種行事ノ手当ト兼ネ行ヒ得サル場合ハ之ヲ別途ニ定ムルモノトス

一、未成年者ニ対スル一回ノ賞与ハ左ノ通リ支給スル

本規程ハ昭和　年　月　日ヨリ施行ス

工務行事手当規程ノ一部左ノ通リ改正スルモノトス

一、現行本規程ハ之ヲ廃止ス但シ字句修正ハ此ノ限リニアラス

一、現在自転車ノ手ノ載荷スルモノハ之ヲ廃止ス但シ月給金壱円三十銭ヲ支給スルモノトス

一、次ノ列車勤務ニ対スル食事ハ左ノ通リ支給スルモノトス

(一)昼ノ列車勤務ニ対スル食事ハ午前十時ヨリ午後二時迄ノ間ニ於テ支給スル事

但シ午前五時ヨリ午後二時迄ノ間ニ於テ勤務スル場合ハ午前十時ヨリ午後二時迄ノ間ニ於テ支給スル事

(二)夜ノ列車勤務ニ対スル食事ハ午前四時ヨリ午後二時迄ノ間ニ於テ支給スル事

但シ午前五時ヨリ午後二時迄ノ間ニ於テ勤務スル場合ハ午前十時ヨリ午後二時迄ノ間ニ於テ支給スル事

(三)夜ノ列車勤務ニ対スル食事ハ午後四時ヨリ午後十時迄ノ間ニ於テ支給スル事

但シ午前五時ヨリ午後二時迄ノ間ニ於テ勤務スル場合ハ午後四時ヨリ午後十時迄ノ間ニ於テ支給スル事

(四)食事ノ支給ハ一回ニ付金壱円ヲ超ユルヲ得ス

(五)食事ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム